高等学校等就学支援金制度に関するよくある質問とその回答

分類	質問	回答
所得基準	・就学支援金の所得要件は。	保護者等の道府県民税の所得割額と市町村民税の所得割額の合計が507,000円未満の場合とされています。 保護者等とは、原則親権者です。両親がいらっしゃる場合は、両親の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額で判断します。
所得基準	・道府県民税所得割額や市町村民税所得割額は何で確認ができますか。	特別徴収税額の決定通知書、納税通知書、課税証明書で確認できます。 特別徴収税額の決定通知書は、給与所得者で勤務先以外からの収入がない方は勤 務先から6月頃配布されます。 納税通知書は、自営業など主に個人事業者の方は市町村役場から6月頃配布され ます。 課税証明書は、市町村役場で発行できます。
所得基準	・保護者等の道府県民税の所得割額と市町村民税の所得割額の合計が507,000円未満という所得要件は、年収どのくらいの世帯ですか。	両親の一方がサラリーマンとして働いていて、高校生1人と中学生1人の4人世帯の場合で、年収910万円未満の世帯が目安とされています。 この年収は目安であり、控除等により一概には言えませんので、必ず課税証明書等で、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を確認してください。
申請	・申請書等はどこでもらえますか。	入学時と、6月~7月の時期に、生徒が通う高等学校から配布されます。
申請	・在学中に何回手続きが必要ですか。	1学年時は4月と7月の年2回、2学年及び3学年時は7月の年1回です。
申請	・高校生の兄弟がおり、既に申請をして認可を受けている。 下の子も申請が必要ですか。	生徒ごとに申請が必要です。
申請	・申請書の記入で書き損じた場合、訂正印は必要ですか。	訂正印は必要ありません。訂正部分に二重線で訂正してください。
申請	・子どもが島根県の県立高校へ通いますが、親は県外です。申請できますか。	就学支援金制度は、生徒が在籍する高等学校のある都道府県に申請をします。生徒が島根県の県立高校に通う場合は、その高等学校を通じて島根県に申請します。
申請	・一度、高等学校を退学しており、この度再入学します。就 学支援金制度は利用できますか。	以前の高等学校の在学期間も合わせて、通算36月(定時制・通信制課程は48月)間は就学支援金制度の対象です。(所得要件等を満たすことが条件)また、36月経過後には、他の授業料支援制度があります。 要件等の詳細は、島根県教育庁学校企画課へお問い合わせください。
申請	・所得要件を満たしていることに気づかず、申請をしていませ んでした。遡って認めてもらえますか。	就学支援金は受給資格認定申請をした日の属する月から認められます。(月の初日に認定要件を満たしていることが条件) 災害への被災、保護者に接触できず課税証明書等の取得ができない等のやむを得ない事情がある場合を除き、遡って就学支援金の支給をすることはできません。
添付書類	・両親のほかに祖父母と暮らしており、祖父母にも収入があ りますが、祖父母の課税証明書等も必要ですか。	就学支援金制度は、「親権者」の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額で判断します。親権者である両親の課税証明書等の提出で足ります。
添付書類	・母は父の控除対象配偶者となっていますが、その場合、父の課税証明書のみを提出すればよいですか。	父の課税証明書等に「控除対象配偶者"有"」の表記(市町村によっては"*"や"1"で表示)があれば、母の課税証明書等の添付省略が可能です。ただし、父の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が50万円以上の場合は、母の課税証明書等の省略はできません。
添付書類	・父が海外赴任のため、課税証明書等が発行できません。どうしたらよいですか。	課税期日に日本国内に在住している母のみ、課税証明書等を提出してください。
添付書類	・両親は離婚しており、親権は母にありますが、父と暮らして います。誰の課税証明書等が必要ですか。	原則、親権者の課税証明書等が必要ですので、今回は、親権者である母の課税証 明書が必要です。
添付書類	・両親は離婚はしていませんが、別居しており、母と暮らして います。母の課税証明書のみでよいですか。	原則、親権者の課税証明書等の提出が必要です。
添付書類	・父は、母の再婚相手ですが、両方の課税証明書等の添付が必要ですか。	親権者の課税証明書等が必要ですので、母と再婚した父が、養子縁組で親権者と なっている場合は、提出が必要です。
添付書類	・成人している場合、誰の課税証明書等が必要ですか。	成人=親権者がいない場合に該当します。主たる生計維持者がいる場合はその者 の課税証明書等を、そうでない場合は生徒本人の課税証明書等が必要です。
	・主たる生計維持者とはどういう者ですか。	生徒の健康保険証で被扶養者となっている者をいいます。